

○三鷹市健康福祉審議会規則

平成9年3月31日規則第10号

改正

平成22年3月31日規則第24号

三鷹市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市健康福祉総合条例（平成9年三鷹市条例第5号。以下「条例」という。）第37条第5項の規定に基づき、三鷹市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第37条第3項の規定に基づき、市長が委嘱する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 一般市民 4人
- (2) 学識経験を有する者 4人
- (3) 地域保健医療関係者 5人
- (4) 健康福祉関係団体 7人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の招集等)

第4条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長がこれを任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事項について委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課及び子ども政策部児童青少年課において行う。

一部改正〔平成22年規則24号〕

(委員の報酬)

第7条 委員及び条例第38条第1項に規定する専門委員の報酬及び費用弁償については、三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例(昭和27年三鷹市条例第68号)に定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って決める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。